

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岩手県雫石町

2 構造改革特別区域の名称

しずくいし・元気な農業・農村いきいき特区

3 構造改革特別区域の範囲

岩手県雫石町の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 雫石町の特性

地勢と土地利用

雫石町は、北東北地方の拠点都市である盛岡市の西方約 16 km に位置し、その広がりはおよそ東西 24 km、南北 40 km で総面積 609.01 Km² と広大であり、奥羽山系の山脈に囲まれたやや扇状の盆地をかたどる農山村地域である。

土地利用は、町の全体面積 60,901ha のうち、山林原野は 49,772ha で 81.7% と大部分を占め、農地は 6,291ha で 10.3%、水面・水路・道路等は 3,792ha で 6.2%、宅地が 601ha で 1.0%、その他が 445ha で 0.8% となっている。

交通網と人口の動向

交通は、盛岡市と秋田市を結ぶ国道 46 号及び秋田新幹線がそれぞれ町域を東西に横断し、主要地方道盛岡横手線、一般県道雫石東八幡平線等、交通網には比較的恵まれており、盛岡市より国道及び鉄道利用のいずれでも 20～30 分で往来できる距離にある。

人口は微増に推移しており、平成 12 年の国勢調査による人口は 19,750 人である。世帯数は、一貫して増加傾向にあり、平成 12 年には 5,759 世帯となったが、一世帯当たりの平均世帯人員数は減少を続け、核家族化が進行している。

3 層年齢階層別人口は、年少人口（14 才以下）及び生産人口（15 才～64 才）は減少しているが、老年人口（65 才以上）の構成比は 22.5% と大幅に増加し、全国平均の 17.3% を上回り、今後、更に増えるものと予想される。

産業の概況

平成 12 年の国勢調査による産業別就業者数は、就業者総数 10,955 人で、第 1 次産業 2,303 人（構成比 21.0%）、第 2 次産業 2,761 人（同 25.2%）、第 3 次産業 5,891 人（同 53.8%）となっている。第 1 次産業は大幅な減少、第 2 次産業は微増、第 3 次産業は大幅な増加となっている。ただし、第 1 次産業就業者数の比率は、全国平均（6.7%）の 3 倍以上とかなり高く、農業は町の基幹産業に位置づけられている。

平成 12 年市町村民所得推計による町内純生産額は、総額で 409.8 億円、うち第 1 次産

業 33.4 億円（構成比 8.1%）、第 2 次産業 130.5 億円（同 31.8%）、第 3 次産業 262.5 億円（同 64.0%）となっている。町民 1 人当たりの所得額は 2,437 千円で、これを県民 1 人当たり所得額と比較すると 91.2%となっている。また、平成 12 年の農業粗生産額 87.2 億円のうち米が 37.1 億円で構成比の 42.5%を占めており、本町の第 1 次産業は、稲作を中心とした農業経営となっている。

（ 2 ）都市と農村の共生・対流が期待される地域

今日、「物の豊かさ」から「心の豊かさ」の重視へと国民の価値観が変化する中で、農業・農村が有する美しい景観や文化など農業が生産活動を通じて生み出している多面的機能に対する期待と余暇時間の増大による農山村地域への回帰傾向が高まっている。

このような中で、農山村地域の豊かな自然や食文化、伝統工芸など本町の農業・農村が持つ資源を有効に活用した農村滞在型余暇活動の促進により、都市と農村間でお互いの魅力を楽しむ関係構築などの都市と農村の共生・対流が期待されている。

（ 3 ）期待される農業・農村の現状

都市と農村の共生・対流が期待されている本町の農業・農村は、小規模農家の離農による農家人口の減少や農業従事者の高齢化の進行、米の生産抑制や農作物の価格低迷による農家所得の減少、観光客の落ち込みによる雇用機会の減少、後継者や担い手不足による農業生産活動の低下や遊休・荒廃農地の増加などにより、地域の活力が低下している現状にある。

（ 4 ）農業・農村の活性化の構想

雫石町は、県都盛岡市に隣接し地理的優位性を有しており、観光資源にも恵まれている。岩手山や駒ヶ岳等の自然資源や泉質の異なる 10 ヶ所の温泉資源、わが国最大級の地熱発電所、最大規模の民間牧場である小岩井農場、その他スキー場、ゴルフ場などの資源も多い。産業的には、農業を町の基幹産業と位置づけ、雫石町らしい自然と調和した活力と魅力あふれる産業のまちづくりを進めている。

平成 11 年 3 月に雫石町グリーン・ツーリズムモデル整備構想を策定し、これまでの本町における農業や観光振興の在り方を補強していくため、農業と観光の連携による地域振興を図ることとし、地域の資源及び人材の掘り起こしを図り、インストラクターの養成や組織体制の強化を進め、施設整備を目指す構想となっている。

さらに、平成 13 年 3 月に策定した「雫石町総合計画前期基本計画」の施策では、農業の振興として意欲ある担い手農家の育成と新規就農者の経営確立を目指すことや魅力ある観光地の形成として観光客を迎える心の醸成を図るため、もてなしの心「ホスピタリティ」の育成に努め、農村滞在型余暇活動の促進として、グリーン・ツーリズムや自然体験・交流など観光志向に対応する新たな観光資源の発掘や開発に取り組むこととなっている。

また、平成 15 年度策定予定の雫石農業振興地域整備計画では、農用地等の保全の方向性

として、農業就業人口の減少や高齢化により拡大している遊休農地を解消するための早急な取り組みを進めることとなっている。

5 構造改革特別区域計画の意義

本町の観光客入込数の推移は、10年前の平成5年には約311万人の入込数であったのが、平成14年は約271万人まで減少した。また、教育旅行による農業・農村生活体験者受入者数は、平成14年7校で1,183人であったが、施設的、人的などの受け皿が未整備であることが原因により、平成15年は2校で348人となっている。都市住民の期待に応え、都市と農村の共生・対流を推進するためには、単なる宿泊施設を増やすのではなく、都市と農村の共生・対流の意識の高い経営者が、農業・農村生活体験型農家民宿を整備することであり、そのことにより、体験型農家民宿が農村滞在型余暇活動の促進拠点としての位置づけが期待できるものである。

また、本町ではここ数年、農村女性を中心として、「摘み草」料理でもてなす活動や転作田を解放した体験農園の開設、パン、豆腐、味噌、納豆等の農産加工所の整備、直売所から学校給食への食材提供や全て地場産の食材を使用した弁当の企画・開発・販売による地産地消の取り組みなど、地域ぐるみで意欲ある農村の人々による様々な形の自発的なアグリビジネスが少しずつ展開されはじめてきた。しかし、農家民宿の利用状況は年々落ち込んでおり、アグリビジネスの展開が必ずしも農家民宿の利用には結びついていない状況にある。そこで、農村の独特の食文化を復活させ起業化活動へ誘導するなど、アグリビジネスと一体化した農家民宿の魅力づくりを展開することにより、地産地消が推進され、農家民宿の利用が増加し、地域の活性化へ結びつけることが期待できるものである。

さらに、平成12年農林業センサスによる本町の耕作放棄地面積は、97haとなっている。これは、平成2年センサス調査時に比べ約3.5倍の増加であり、耕作放棄地率では1.9%と急激に増えている。今後、農業従事者の高齢化の進行、消費量の落ち込みによる米の生産抑制、農作物価格の低迷等が続くことが予想されることにより、新たな遊休農地を生み出す可能性が懸念される。そこで、都市の人々を対象に、農地の所有者である農業者だけでなく、多様な主体が遊休農地を活用した市民農園を開設することにより、遊休農地の有効活用が期待できるものである。また、農地の権利取得後の下限面積要件を緩和することにより、遊休農地を解消し、農業に参入しやすい環境を整える。新たな農業者の担い手を確保し、農業生産活動を活性化させることにより、農家所得の向上、さらには、環境保全、水源涵養、田園風景や景観維持などの風土形成等、農地保全による農業・農村の多面的機能の再生が期待できるものである。

6 構造改革特別区域計画の目標

本町は本計画により、地域住民が自らの知恵と工夫のもとに、本町の農業・農村が持つ資源を最大限に活かし、都市と農村の共生・対流や農業・農村が持つ多面的機能を再生し、地域の活性化や経済の活性化に結びつけ、いきいきとした元気な農業・農村の実現を目指すものである。

(1) 農業・農村生活体験受入の環境整備による農村滞在型余暇活動の促進

農村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する農家民宿事業を行う、新しい宿泊形態としての農家民宿の開業を促進し、農業・農村生活体験受入の環境を整備しながら、NPO法人と連携し、農業・農村生活体験受入れ事業を行い、交流人口の増加を図りながら、農村滞在型余暇活動の促進を図る。

(2) 農村食文化の復活による起業化への誘導と特徴的なアグリビジネスの展開

農村独特の食文化を復活させ、いきいきとした農村の起業化活動者を増やし、特徴的なアグリビジネスの展開を実践し地産地消を促進する。アグリビジネスと一体化した魅力ある農家民宿の経営を可能とすることにより、農家民宿の利用が増え交流人口の増加を促し、もって特区区域の活性化を図る。

(3) 多様な主体の市民農園開設による遊休農地の解消と農業・農村の多面的機能の再生

農地の所有者である農業者だけでなく、NPO法人、企業など農地を所有していない者など多様な主体が市民農園の開設を行い、農地を有効活用する。これにより、遊休農地化の防止や農家所得の向上、さらには、環境保全、水源涵養、田園風景や景観維持などの風土形成等、農地保全による農業・農村の多面的機能の再生を図る。

(4) 農業に参入しやすい環境を整備することによる担い手の確保と農業生産活動の活性化

農業の担い手不足や農地の遊休化が進む深刻な状況を踏まえ、農地に関する権利の取得に際する下限面積を弾力化し、小規模農地の取得を可能とする。これにより、農業に参入しやすい環境を整え、新たな担い手を確保し、遊休農地を解消しながら農業生産活動の活性化を図る。さらに、農業生産活動の活性化が購買力を上昇させ、雇用機会を創出し、商店街の活性化に結び付ける。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本計画の実施により、地域住民が自らの知恵と工夫のもとに、本町の農業・農村が持つ資源を最大限に活かすことにより、都市と農村の共生・対流や農業・農村が持つ多面的機能が再生され、様々な相乗効果が期待できる。

(1) 起業化活動の拡大

農家民宿や農家レストラン、直売所や農産加工による地産地消、自家製濁酒製造など、零らしい起業化活動が展開され、特徴的なアグリビジネスが期待できる。

< 農家民宿等の開業件数及び自家製濁酒製造事業件数の目標 >

項目	現在	16年度目標	19年度目標
農家民宿等の開業件数	19件	21件	30件
自家製濁酒製造事業件数	0件	4件	10件

(2) 交流人口の増加

農家民宿の魅力化が図られることにより、都市との交流人口の増加が期待できる。

< 農家民宿利用者数及び体験受入学校数・体験者数の目標 >

項目	現在	16年度目標	19年度目標
農家民宿宿泊利用者数	3,599人	6,000人	12,000人
農家民宿宿泊日帰利用者数	3,955人	4,500人	6,000人
体験受入学校数・体験者数	2校 348人	5校 600人	10校 1,200人

(3) 農地の有効活用

市民農園の開設や新規就農者により、耕作放棄地が減少し農業生産活動の活性化が期待できる。

< 市民農園の開設件数と特例による新規就農者数の目標 >

項目	現在	16年度目標	19年度目標
市民農園の開設件数	0件	3件	10件
特例措置による新規就農者数	0人	3人	20人

< 耕作放棄地面積解消の目標 >

項目	現在(12年度)	16年度目標	19年度目標
耕作放棄地面積	97ha	82ha	60ha
耕作放棄地のある農家数	273戸	230戸	170戸

8 特定事業の名称

- (1) 農家民宿における簡易な消防設備等の容認事業
- (2) 特定農業者による濁酒の製造事業
- (3) 地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業
- (4) 農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

9 構造改革特別地域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 特定事業に関する事業

都市農村交流促進事業

「都市と農山漁村の共生・対流」が掲げられ、グリーン・ツーリズムに対する期待が増してきている中で、本町の雄大な自然と豊富な観光施設、さらに農村生活に根ざした優れた伝統文化を資源として、そこに住む地域住民、定住者、来訪者の人たちが一緒に、グリーン・ツーリズムを着実に推進するため、雫石町グリーン・ツーリズム推進協議会が主体的に都市農村交流推進体制を構築し、NPO法人しずくいし・いきいき暮らしネットワークと連携を図り、推進方策の検証や実践を関係機関、団体等が一体となって事業を展開する。

農業経営基盤強化促進法に基づく農地流動化地域総合推進事業

農用地の流動化に取り組むため、農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 12 条第 1 項に規定する認定農業者等の担い手及び離農希望農業者等の農用地の出しての意向の把握や農用地の権利関係等の農地流動化に係る情報の集約、整理等を行い、担い手への農用地の利用集積を推進する。

(2) 全国的に行われる規制緩和の活用

農林漁業体験民宿業を営む施設における客室面積要件の緩和

農林漁家が農林漁業体験民宿業を営む施設については、旅館業法施行令第 1 条及び第 3 条第 1 項に規定する簡易宿泊所の面積要件を適用しないこと。

宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

農家民宿等を含めた宿泊施設が、当該宿泊施設における宿泊サービスの一環として行われる送迎のための輸送に関する緩和措置。

(別紙)

1 特定事業の名称

407

農家民宿における簡易な消防用設備等の容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内に住所を有する農林畜産業者で農家民宿を開業しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

施設を設けて人を宿泊させ、農村滞在型余暇活動（主として都市の住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う農作業の体験その他農業に対する理解を深めるための活動）に必要な役務を提供する農家民宿事業を特区内で行う場合、「誘導灯及び誘導標識」及び「消防機関へ通報する火災報知設備」の設置については、平成15年3月26日付け消防予第90号消防庁予防課長通知で定めるガイドラインが適用される。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

今日、農村が有する美しい景観や文化など農業が生産活動を通じて生み出している多面的機能に対する期待と余暇時間の増大による農山村地域への回帰傾向が高まっている中、新しい宿泊形態としての農家民宿を進めるためには、農家民宿事業実施に際しての負担軽減が必要である。

当該規制の特例措置により、誘導灯及び誘導標識、消防機関へ通報する火災報知設備の設置については、前記ガイドラインが適用されることから、農家民宿の開業促進のためには特例措置の適用は不可欠である。

(2) 要件適合性を認めた根拠

誘導灯及び誘導標識について

農家民宿等の避難階（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第13条の3第1項において、

ア 各客室から直接外部に容易に避難できる、又は建物に不案内な宿泊者でも各客室から廊下に出れば、夜間であっても迷うことなく避難口に到達できること等簡明な

経路により容易に避難口まで非難できること。

イ 農家民宿等の外に避難した者が、当該農家民宿等の開口部から 3メートル以内の部分を通らずに安全な場所へ避難できること。

ウ 農家民宿等において、その従業員が、宿泊者等に対して避難口等の案内を行うこととしていること。

の全ての条件に該当する場合には、令第 26 条の規定にかかわらず、当該避難階における誘導灯及び誘導標識の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

消防機関へ通報する火災報知設備について

消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要する農家民宿において、

ア 「誘導灯及び誘導標識の設置にかかる条件（前述 5 の（ 2 ）の ）」を満たしていること

イ 客室が 10 室以下であること

ウ 消防機関へ常時通報することができる電話が常時人がいる場所に設置されており、当該電話付近に通報内容（火災である旨並びに防火対象物の所在地、建物名及び電話番号の情報その他これに関連する内容とすること。）が明記されていること

の 3 要件を満たす場合には、令第 23 条第 3 項の規定にかかわらず、当該農家民宿等における消防機関へ通報する火災報知設備の設置を要しない、との前記ガイドラインが適用される。

(別紙)

1 特定事業の名称

707

特定農業者による濁酒の製造事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、民宿、料理飲食店など）を併せ営む農業者で、自ら生産した米を原料として濁酒を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

独特の農村食文化を復活させ、都市と農村の共生・対流を活性化するため、特区内（雫石町全域）で旅館、民宿、料理飲食店、農家レストランなど、酒類を自己の営業場において飲用に供する業を併せ営む農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において自ら生産した米を原料として濁酒（いわゆる「どぶろく」）を製造し、販売・提供する。

この場合において本事業の実施主体として定められた特定農業者が、当該特区内に所在する自己の酒類の製造場において濁酒を製造するため、濁酒の製造免許を申請した場合には、酒税法第7条第2項（最低製造数量基準（年間6kl））の規定は、適用しない。

5 当該規制の特例措置の内容

都市と農村の共生・対流が展開されている中で、農山村地域の豊かな自然や食文化、伝統工芸など農業・農村の生活空間に対する都市住民の期待に応えるため、農業・農村が持つ資源を有効に活用することが求められている。

そこで、当該規制の特例措置による、農家民宿や農家レストラン等を併せ営む農業者が、自ら生産した米を原料として濁酒を製造する事業を活用することにより、農村の賑わいを取り戻し、農業・農村の魅力化が図られ、特徴的なアグリビジネスの展開が可能となる。滞在型の都市住民の受け入れを図り、交流人口の増加に結び付けながら、農山村地域の活性化や経済の活性化につなげるためにも、当該特例措置の適用が必要である。

なお、当該特定事業により濁酒の製造免許を受けた者は、酒税法の規定に基づき、酒税額等の申告、納税及び酒類の製造、移出等に関する記帳等を行う必要がある。

(別紙)

1 特定事業の名称

1002

地方公共団体及び農業協同組合以外の者による特定農地貸付け事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

(1) 雫石町及び農業協同組合以外の者で特定農地貸付法に基づき、特区内において市民農園を開設しようとする者

(2) 農地を持たないで市民農園を開設しようとする者に農地を貸付ける主体である雫石町

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

(1) 特定事業に関与する主体

市民農園開設者に農地を貸付ける主体としての雫石町

雫石町から農地を借り受けて市民農園を開設するNPO法人及び企業等

特区内に農地を所有し、市民農園を開設する農家等(農業者又は農業生産法人)

(2) 事業が行われる区域

雫石町の全域で一団の遊休農地等のある区域

(3) 事業の実施期間

特例措置の開始の日から必要な期間

(4) 事業により実現される行為等

雫石町は、NPO法人及び企業等が市民農園等の開設を予定する農地の取得等(所有権の移転又は使用収益権の設定)を行う。

市民農園を開設するNPO法人及び企業等は、雫石町と特定農地貸付けが取り消されて後において当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を締結し、雫石町農業委員会の特定農地貸付けの承認を受けて、雫石町から借り受けた農地で市民農園の開設を行う。

市民農園を開設する農家等農地を所有する者は、特定農地貸付けが取り消されて後において当該農地の適切な利用を確保するために必要な事項等を内容とする事業実施協定を雫石町と締結し、自己の所有する農地で市民農園の開設を行う。

(別紙)

1 特定事業の名称

1006

農地の権利取得後の下限面積要件の特例設定基準の弾力化による農地の利用増進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内の農地等の権利を取得し、雫石町内に定住し新規就農しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

農地に関する権利の取得に際する下限面積要件を弾力化し、新規就農者等の受入れを促進することにより、農地の保全、有効利用を図ることが必要な本町の全域において、農地の権利取得後に権利を有する農地の合計面積に係る下限面積要件を現状の 50 アールから 10 アール以上に設定する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 規制の特例措置の必要性

本町の農業・農村では、小規模農家の離農による農家人口の減少、農業従事者の生産意欲の減退や高齢化の進行から遊休農地が増加し、農業・農村の活力が低下している現状の中で、今後、担い手不足が深刻化し、新たな遊休農地を生み出す可能性が高くなっている。

このため、本町の全域において農地の権利取得後の下限面積要件を現状の 50 アールから 10 アール以上に緩和することにより、農業に参入しやすい環境が整えられ、新しい農業者と地域農業者による担い手を確保し、遊休農地を解消しながら農業生産活動を活性化させることにより農家所得の向上、さらには、環境保全、水源涵養、田園風景や景観維持などの風土形成等、農地保全による農業・農村の多面的機能の再生が可能となり、いきいきとした元気な農業・農村の実現が図られることから、特例措置の適用は不可欠である。

(2) 遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断した根拠

平成 12 年世界農林業センサス農家調査の耕作放棄地の動向(図表 1)によると、平

成 12 年の耕作放棄地面積は、97 ヘクタールとなっている。これは、平成 2 年センサス調査時の 29 ヘクタールに比べ、伸び率にすると 334.5%の伸びであり、耕作放棄率では 1.9%と急激に増え、今後さらに増加する可能性がある。

本町は、「雫石地区」「御所地区」「御明神地区」「西山地区」の 4 地区からなっており、水田を主体とした複合経営が中心の土地利用がなされている。平成 14 年度地区別の低利用水田の状況調べ(図表 2)によると、4 地区全てにおいて効率的土地利用がされていない遊休農地化しそうな調整水田や自己保全管理水田が、水田本地面積に対して約 4%～7%、約 50 ヘクタール前後、町全体では 210 ヘクタールもの低利用水田があることが分る。

以上のことから、遊休農地及び効率的利用を図る必要がある農地が相当程度あると判断したものである。

(3) 現状の下限面積と計画で定めた下限面積の根拠

遊休農地は全町に広く分布し、その多くは 10 アール規模の水田であり、また、調整水田や自己保全管理水田など、今後遊休農地化のおそれのある 10 アール未満の低利用水田が各地区に広く点在していることから、低利用水田を 10 アール区画から斡旋することにより、低利用水田の解消に努め、農地の生産性を上げていくものである。

本町の営農類型にある園芸、菌茸、花き等は、作目によっては 10 アールからの農地であっても所得の確保はできることから、10 アールから農業経営を始め、より柔軟に小規模での農業経営を可能とし、個々の農業者に合った農業生産基盤をつくりながら、次の規模拡大へ結び付けていくものである。

10 アールから農地を取得し新規就農する場合、現状の 50 アール以上に比べ、機械や施設整備、土地取得など多額の就農資金を要することがないことから、過剰な借入や投資を防ぎ、無理のない償還計画が立てられるなど、就農し易い環境がつけられる。

以上のことから、新規就農者の多様な参画により農地の保全や農地の有効利用を図ることが必要な本町の全域において、農地の権利取得後の下限面積要件の現状は 50 アールであるが、計画で新に設定する下限面積を 10 アール以上とするものである。

(4) 農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすおそれがないとする根拠

農業者の営農及び農地利用の概況は、稲作を基幹とし、畜産、園芸、菌茸、花き等を組み合わせた複合経営が主体の営農であり、近年、生産調整面積の拡大に伴い、転作田を利用した麦、大豆、そばなどの土地利用型作物を振興してきた。しかし、一方では、10 アール規模の調整水田や自己保全管理水田の低利用水田の活用が、地域ぐるみ農業の課題となっており、農地の効率的利用を大きく阻害している。米の消費が落ち込んでいる状況から、水稻の作付面積が抑制されものと予想され、今後、大規模経

営農家が農地取得により規模拡大を大きく進めることは厳しい状況にある。

農業者の今後の営農及び農地利用の意向は、平成 12 年世界農林業センサス農家調査の年齢別農業就業人口の推移(図表 3)によると、平成 2 年の農業就業人口 3,547 人であったものが、平成 12 年には 2,762 人であり、平成 2 年に比較して 77.9%と年々減少している。一方、65 才以上の老年人口は、年々増加傾向にあり、平成 2 年に比較し平成 12 年の伸び率は 146.8%となっている。また、平成 12 年の農業就業人口に占める老年人口の割合は 48.6%と著しく高く、農業従事者の高齢化や後継者不足がさらに進み、今後の営農に大きく影響してくるものと予想される。

今年 4 月に平成 15 年度雫石農業振興地域整備計画定期見直しに伴う農家意向調査を実施した。地区別の農地利用意向調べ(図表 4-1)によると、各地区とも「拡大したい」が 7%~8%、「縮小したい」が 18%~22%、「現状のまま」が 69%~73%前後となっており、拡大より縮小の意向が強いことが分る。経営規模の縮小方法(図表 4-2)は、縮小したいとした農家の内「農外転用」が全体で 16.4%、「農地を放置したい」と回答している農家が同じく 16.4%もある。縮小の理由(図表 4-3)としては、「後継者がいない」が本町の中心地である雫石地区で 51.4%とかなり高く、全体では 39.2%となっている。また、「農業をやめたい」が御明神地区で 21.2%と高く、全体では 15.1%となっており、全町的に意欲的な農地利用の意向はあまり見込めない状況にある。

営農及び農地利用の将来見通しとしては、本町の農用地は概ね基盤整備が完了した優良農地であり、今後とも維持保全に努めるとともに、水田については、汎用化を進め高度利用を促進していかなければならない。しかし、農家意向調査における農用地区域の展望(図表 4-4)では、雫石地区、御所地区、御明神地区が「拡大」より「縮小」の方向にあるとしており、西山地区だけが「縮小」より「拡大」の方向にあるとしている。「現状維持」は全地区が 77~78%と高く、農業者が現状維持に期待する方向が強いことを示している。このことから、取り組んでほしい農業施策(図表 4-5)では、「遊休農地の解消」が 15.3%、後継者対策や新規就農対策などの「担い手対策」が 22.6%と非常に高くなっている。遊休農地の解消と担い手対策が本町の農業政策の重要施策であり、将来に向けてその取り組みを進めていかなければならない。

10 アールからの小規模農業経営の新規就農者の増加が、農地利用の面で問題を生ずるおそれがないように、「盛岡管内就農相談マニュアル(盛岡農業改良普及センター及び 11 市町村：平成 15 年 12 月策定)」に基づき、就農受入体制を整備する。

就農相談の総括窓口は町農林課に置き、農地の斡旋、住宅相談等は町農業委員会が担当する。さらに、新岩手農業協同組合、盛岡農業改良普及センター、町農業指導センター及び町農業経営改善支援センターの協力を得ながら支援体制の充実を図る。

また、就農相談者の就農計画が机上の理論とならないように現地に出向き十分に状

況を把握し、就農相談マニュアルを参考に相談者の意志の確認、技術力や資金力の判断、10 アールからでも所得確保に結びつく作目の選定等、就農してから確実に実行できる計画かを確認しながらアドバイスをおこなっていくため、就農相談職員のスキルアップを図る。

就農しようとする集落においては、関係機関や団体の協力のもとに農事実行組合長や地域担い手と集団的農地の利用や農作業の共同化等の話し合いを持ち、集落水田農業ビジョンの担い手に位置づけ、地域の担い手として明確化し地域の労働力として確保する。

さらに、本町では、平成 16 年度の雫石町農業公社（仮称）の設立を進めており、設立後は農地保有合理化法人を取得し、農地や作業受委託の斡旋、農地の効率的利用、新規就農者や担い手の育成支援等を行う計画である。

以上のことから、町全域において農業従事者の高齢化が進行し、後継者不足と営農意欲の減退により、遊休農地を生み出す可能性がさらに高くなると予想される状況において、10 アールからの意欲ある新規就農者を柔軟に受入れ、園芸、菌茸、花き等による小規模での農業経営を可能とし、水田の汎用化を促進し、地域の労働力を確保する。また、小規模農業経営の新規就農者の増加が、農地利用の面で問題を生ずるおそれがないように就農者受入体制を整えることにより、集団的な農地の利用や農作業の共同化に支障を及ぼすおそれはないものと判断するものである。

(5) 将来的に 1 0 0 6 の特例により許可を受ける者の見込人数

平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年
1 人	5 人	6 人	8 人

図表1 耕作放棄地の動向

(単位：戸、ha、%)

年次	耕作放棄のある農家数	耕作放棄面積	経営耕地面積	耕作放棄農地率	耕作放棄面積の伸び率
平成2年	84	29	5,096	0.5	100.0
平成7年	108	43	5,039	0.9	148.3
平成12年	273	97	5,014	1.9	334.5

平成12年世界農林業センサス農家調査

図表2 平成14年度地区別の低利用水田の状況調べ

(単位：ha)

地区名	調整水田面積	自己保全管理水田面積	合計面積	水田本地面積
雫石地区	13 (3.1%)	15 (3.6%)	28 (6.7%)	421 (100.0%)
御所地区	18 (1.8%)	54 (5.5%)	72 (7.3%)	975 (100.0%)
御明神地区	23 (2.3%)	31 (3.0%)	54 (5.3%)	1,021 (100.0%)
西山地区	36 (2.8%)	20 (1.6%)	56 (4.4%)	1,272 (100.0%)
計	90 (2.4%)	120 (3.3%)	210 (5.7%)	3,689 (100.0%)

()は、水田本地面積に対する割合

図表3 年齢別農業就業人口の推移

(単位：人、%)

年次	年齢	15～19才	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60～64才	65才以上	合計	65才以上の伸び率
平成2年	人数	89	113	348	499	968	616	914	3,547	100.0
	構成比	2.5	3.2	9.8	14.1	27.3	17.4	25.8	100.0	
平成7年	人数	75	64	198	389	661	562	1,143	3,092	125.1
	構成比	2.4	2.1	6.4	12.6	21.4	18.2	37.0	100.0	
平成12年	人数	92	70	115	287	461	395	1,342	2,762	146.8
	構成比	3.3	2.5	4.2	10.4	16.7	14.3	48.6	100.0	

平成12年世界農林業センサス農家調査

平成 15 年度雫石農業振興地域整備計画定期見直しに伴う農家意向調査

(平成 15 年 4 月雫石町農林課調べ：調査対象農家戸数 2,128 戸、回答数 1,267 戸、回収率 59.5%)

図表 4-1 地区別の農地利用意向調べ

(単位：戸)

地区名	拡大したい	縮小したい	現状のまま	地区計
雫石地区	13 (7.2%)	37 (20.6%)	130 (72.2%)	180 (100.0%)
御所地区	20 (7.7%)	50 (19.3%)	189 (73.0%)	259 (100.0%)
御明神地区	27 (9.0%)	66 (22.0%)	207 (69.0%)	300 (100.0%)
西山地区	36 (8.3%)	79 (18.2%)	319 (73.5%)	434 (100.0%)
計	96 (8.2%)	232 (19.8%)	845 (72.0%)	1,173 (100.0%)

()は回答者数に対する割合

図表 4-2 地区別の縮小方法(複数回答)

(単位：戸)

地区名	売りたい	貸したい	作業委託	農外転用	放置	地区計
雫石地区	7 (18.9%)	8 (21.6%)	11 (29.7%)	8 (21.6%)	7 (18.9%)	41 (110.7%)
御所地区	12 (24.0%)	19 (38.0%)	6 (12.0%)	7 (14.0%)	10 (20.0%)	54 (108.0%)
御明神地区	6 (9.1%)	25 (37.9%)	13 (19.7%)	12 (18.2%)	8 (12.1%)	64 (97.0%)
西山地区	14 (17.7%)	28 (35.4%)	25 (31.6%)	11 (13.9%)	13 (16.5%)	91 (115.1%)
計	39 (16.8%)	80 (34.5%)	55 (23.7%)	38 (16.4%)	38 (16.4%)	250 (107.8%)

()は図表 4-1 地区別の農地利用意向調べの「縮小したい」人数に対する割合
複数回答のため、合計が一致しない

図表 4-3 地区別の縮小理由の内訳(複数回答)

(単位：戸)

地区名	後継者がいない	農外収入で十分	魅力がない	やめたい	地区計
雫石地区	19 (51.4%)	5 (13.5%)	14 (37.8%)	5 (13.5%)	43 (116.2%)
御所地区	21 (42.0%)	6 (12.0%)	12 (24.0%)	4 (8.0%)	43 (86.0%)
御明神地区	21 (31.8%)	11 (16.7%)	12 (18.2%)	14 (21.2%)	58 (87.9%)
西山地区	30 (38.0%)	9 (11.4%)	35 (44.3%)	12 (15.2%)	86 (108.9%)
計	91 (39.2%)	31 (13.4%)	73 (31.5%)	35 (15.1%)	230 (99.2%)

()は図表 4-1 地区別の農地利用意向調べの「縮小したい」人数に対する割合
複数回答のため、合計が一致しない

図表 4-4 農用地区域の展望（複数回答）

（単位：戸）

地区名	拡大	縮小	現状	その他	地区計
雫石地区	7 (6.2%)	15 (13.3%)	87 (77.0%)	4 (3.5%)	113 (100.0%)
御所地区	12 (7.0%)	20 (11.6%)	134 (77.9%)	6 (3.5%)	172 (100.0%)
御明神地区	8 (4.1%)	30 (15.5%)	153 (78.9%)	3 (1.5%)	194 (100.0%)
西山地区	20 (7.4%)	17 (6.3%)	212 (78.5%)	21 (7.8%)	270 (100.0%)
計	47 (6.3%)	82 (10.9%)	586 (78.2%)	34 (4.6%)	749 (100.0%)

（ ）は回答者数に対する割合

図表 4-5 取り組んでほしい農業施策（複数回答）

（単位：戸）

遊休農地の解消	担い手対策 354(22.6%)			
	作業受委託の斡旋	労働力の斡旋	後継者対策	新規就農対策
240 (15.3%)	116 (7.4%)	54 (3.4%)	136 (8.7%)	48 (3.1%)
農地売買の斡旋	圃場整備	農道・用排水路の整備	農業経営診断	農業技術研修
98 (6.3%)	36 (2.3%)	173 (11.1%)	49 (3.1%)	52 (3.3%)
価格安定対策及び流通対策	就業機会の確保	農村文化の伝承	都市と農村の交流	その他
201 (12.9%)	38 (2.4%)	62 (4.0%)	38 (2.4%)	223 (14.3%)
計				
1,564 (100.0%)				

（ ）は回答者数に対する割合

